

○新潟県営住宅条例施行規則

昭和40年4月1日

新潟県規則第38号

新潟県営住宅条例施行規則をここに公布する。

新潟県営住宅条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条）

第1章の2 県営住宅等の整備基準（第1条の2—第1条の14）

第2章 県営住宅の管理（第1条の15—第24条）

第3章 県営住宅の社会福祉法人等の使用（第25条・第26条）

第4章 県営住宅の中堅所得者等の使用（第27条・第28条）

第5章 駐車場の管理（第29条—第39条）

第6章 雑則（第40条—第43条）

附則

第1章 総則

（平9規則76・章名追加）

（趣旨）

第1条 この規則は、新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 県営住宅等の整備基準

（平25規則32・追加）

（県営住宅等及びその敷地に関する基準）

第1条の2 条例第3条の3第4項に規定する県営住宅等及びその敷地に関する基準は、次条から第1条の14までに定めるところによる。

（平25規則32・追加）

（位置の選定）

第1条の3 県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定するものとする。

（平25規則32・追加）

(敷地の安全等)

第1条の4 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置を講ずるものとする。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設を設けるものとする。

(平25規則32・追加)

(住棟等の基準)

第1条の5 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良い居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とするものとする。

(平25規則32・追加)

(住宅の基準)

第1条の6 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置を講ずるものとする。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第4号に規定する公営住宅の買取り又は同条第6号に規定する公営住宅の借上げ（県営住宅の用に供することを目的として建設された住宅及びその附帯施設の買取り又は借上げを除き、地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第2条第1項に規定する公的賃貸住宅等を買取り、又は賃貸する場合にあつては、同法第6条第1項に規定する地域住宅計画に基づき実施される買取り又は借上げに限る。）に係る県営住宅については、この限りでない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、前項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置を講ずるものとする。ただし、第

2 項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(平25規則32・追加)

(住戸の基準)

第1条の7 県営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線を設けるものとする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置を講ずるものとする。ただし、前条第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(平25規則32・追加)

(住戸内の各部)

第1条の8 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置を講ずるものとする。ただし、第1条の6第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(平25規則32・追加)

(共用部分)

第1条の9 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置を講ずるものとする。ただし、第1条の6第2項ただし書に規定する県営住宅については、この限りでない。

(平25規則32・追加)

(附帯施設)

第1条の10 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設を設けるものとする。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとするものとする。

(平25規則32・追加)

(児童遊園)

第1条の11 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとするものとする。

(平25規則32・追加)

(集会所)

第1条の12 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとするものとする。

(平25規則32・追加)

(広場及び緑地)

第1条の13 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとするものとする。

(平25規則32・追加)

(通路)

第1条の14 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとするものとする。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられたものとするものとする。

(平25規則32・追加)

第2章 県営住宅の管理

(平9規則76・章名追加)

(入居者の資格)

第1条の15 条例第6条第1項第2号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合

ア 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの

(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度

(イ) 精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

- (ウ) 知的障害 (イ) に規定する精神障害の程度に相当する程度
- イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者であつて、その障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第六項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
- ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- エ 海外からの引揚者であつて、本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- カ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害その他これに準ずるものとして知事が認める事由により、次のいずれかに該当することとなつた者
- (ア) その居住する住宅が滅失し、又は損壊した者であつて、住宅の再建が困難であり、又は住宅の再建に相当の期間を要すると認められるもの
- (イ) その居住する住宅に引き続き居住することにより、その生命又は身体に危害を受けるおそれがあると認められる者
- (ウ) (ア) 及び (イ) に掲げる者のほか、住宅に困窮していることについてやむを得ない理由があると知事が認める者
- (2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合
- (3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- 2 条例第8条第1項第2号に規定する規則で定める特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 60歳以上の者（同居者（配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第7号において同じ。））、親族であるおおむね60歳以上の者及び親族である18歳未満の者を除く。）のある者を除く。）
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第2条第1項に規定する中国残留邦人等及び同法第6条第1項に規定する当該親族等

- (4) 配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について（平成16年3月31日付け国住総第191号国土交通省住宅局長通知）に定める優先入居を認められる配偶者からの暴力を受けた被害者
- (5) 海外からの引揚者
- (6) 石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）第2条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和34年法律第199号）第8条第1項に規定する炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた者
- (7) 配偶者のない者で現に20歳未満の子を扶養している者
- (8) 18歳未満の同居者が3人以上ある者
- (9) 公共的な事業の施行に伴い立退きの要求を受けた者であつて、知事が適当と認めるもの
- (10) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等
- (11) 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下この号において「犯罪等」という。）により従前の住居に居住することが困難となつた犯罪被害者等（犯罪等により害を被つた者及びその家族又は遺族をいい、前号に掲げる者を除く。）であつて、次のいずれかに該当する者
 - ア 犯罪等により収入が減少し、生計を維持することが困難となつた者
 - イ 従前の住居又はその付近において犯罪等が行われたために、当該住居に居住することが困難となつた者
- (12) 本人又は同居者が、次のいずれかに該当する者
 - ア 前項第1号イ、ウ、オ又はカに掲げる者
 - イ 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者であつて、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
 - (ア) 身体障害 前項第1号ア（ア）に規定する程度
 - (イ) 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
 - (ウ) 知的障害 （イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度
 - ウ 住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群の患者であつて、現在の住居に継続して居住することが健康上適切でなく、かつ、当該住居から転居することが

健康上適切であるもの

(平24規則22・追加、平25規則32・旧第1条の2繰下・一部改正、平25規則69・
平26規則57・令2規則21・令4規則34・一部改正)

第2条 削除

(令2規則21)

(入居の申込み)

第3条 条例第9条第1項又は第38条第2項の規定による県営住宅の入居の申込みは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる様式による県営住宅入居申込書を知事に提出して行わなければならない。

- (1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 別記第1号様式
- (2) 条例第7条第1項に規定する者 別記第2号様式
- (3) 条例第38条第1項に規定する者 別記第3号様式

2 前項の県営住宅入居申込書には、申込者及び同居させようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の状態にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)について次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第5条各号のいずれかに該当する場合等で知事が必要でないと認めるものについては、この限りでない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 住宅困窮を証する書類
- (3) 知事が指定する期間に係る収入額を証する書類
- (4) 申込者に婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類
- (5) 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項第2号、第10条第4項又は第38条第1項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類
- (6) その他知事が必要と認める書類

3 前項の規定にかかわらず、知事が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第9条第2項の規定に基づく条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報をいう。以下同じ。)を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類の添付を省略する

ときは、別記第4号様式による同意書を添付しなければならない。

- 4 第1項の県営住宅入居申込書は、当該申込みに係る入居者又は入居補欠者の選考に限り効力を有する。

(昭55規則56・一部改正、平9規則76・旧第2条繰下・一部改正、平20規則27・平29規則35・令2規則21・令7規則4・一部改正)

第4条 削除

(平18規則43)

(抽せん)

- 第5条 条例第10条第3項に規定する抽せんを行う場合は、公開して行うものとし、入居申込者に対し、抽せんを行う日の3日前までにその日時、場所及び方法を通知するものとする。

- 2 前項の抽せんには入居申込者のうちから2人以上を抽せんに立ち合わせるものとする。

(平9規則76・旧第4条繰下・一部改正)

(優先的な入居者の決定)

- 第6条 条例第10条第4項に規定する規則で定める速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者は、第1条の15第2項各号のいずれかに該当する者とする。

(平9規則76・追加、平11規則13・平14規則6・平14規則161・平16規則95・平17規則21・平18規則43・平21規則48・平23規則40・平24規則22・平25規則32・平25規則69・平26規則57・平28規則61・令2規則21・一部改正)

(入居補欠者の選定)

- 第7条 条例第11条第1項の規定により入居補欠者を選考する場合は、当該県営住宅ごとに入居の申込みをした者の住宅困窮の度合に応じ決定するものとする。

- 2 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、抽せんにより入居補欠者を決定する。

- 3 前2項の規定により入居補欠者を決定したときは、当該入居補欠者に対し、その旨を通知するものとする。

- 4 入居補欠者が県営住宅の入居を辞退したときは、入居補欠者の資格を放棄したものとみなす。

- 5 入居補欠者の補欠入居資格の有効期間は、知事が別に指定する日までとする。

(昭45規則73・一部改正、平9規則76・旧第6条繰下・一部改正、平18規則43・一部改正)

(請け書)

第8条 条例第12条第1項第1号に規定する請け書は、別記第6号様式によるものとする。

2 前項の請け書には、入居決定者及び保証人の印鑑証明書並びに保証人の住民票の写し及び収入額を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の請け書に連署する保証人が保証する極度額は、入居時における家賃の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

(昭45規則73・一部改正、平9規則76・旧第7条繰下・一部改正、令2規則21・一部改正)

(保証人の変更)

第9条 入居者は、保証人が条例第12条第1項第1号に規定する資格を失ったとき又は保証人を変更しようとするときは、別記第7号様式による県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人変更承認申請書に、別記第8号様式による保証人引受承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の保証人引受承諾書には、保証人の印鑑証明書、住民票の写し及び収入額を証する書類を添付しなければならない。

3 第1項の保証人引受承諾書に連署する保証人が保証する極度額は、当該連署をする時点における家賃(条例第17条に規定する家賃の減免を受ける者にあつては、その減免前の家賃。第14条第5項において同じ。)の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

4 知事は、第1項の承認をするときは、当該入居者に対し、承認書を交付して行うものとする。

5 入居者は、保証人の住所又は氏名に変更があつたときは、別記第10号様式による県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人住所(氏名)変更届に保証人の住民票の写しを添えて、知事に提出しなければならない。

(平3規則28・一部改正、平9規則76・旧第10条繰上・一部改正、平12規則93・平18規則43・令2規則21・一部改正)

(入居手続の猶予の届出)

第10条 条例第12条第2項に規定する場合には、別記第11号様式による県営住宅入居(駐車場使用)手続猶予届により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、これを審査し、やむを得ない事情があると認めるときは、猶予の決定の内容を指示するものとする。

(平9規則76・追加、平18規則43・令2規則21・一部改正)

(保証人の連署を必要としない旨の決定)

第10条の2 入居決定者は、条例第12条第3項に規定する保証人の連署を必要としない旨の決定を受けようとするときは、別記第12号様式による県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人免除申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の決定をしたときは、当該入居決定者に対し、その旨を通知するものとする。

(令2規則21・追加)

(入居決定の取消し等)

第11条 条例第12条第4項の規定により入居の決定を取り消すときは、当該入居決定者に対し、その旨を通知するものとする。

2 入居決定者は、やむを得ない理由により当該県営住宅の入居の決定を辞退するときは、入居可能日の前日までに、別記第14号様式による県営住宅入居決定辞退届により、知事に届け出なければならない。

(平9規則76・全改、平18規則43・一部改正)

(同居の承認)

第12条 入居者は、条例第13条に規定する同居の承認を受けようとするときは、別記第15号様式による県営住宅同居承認申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、入居者又は同居者が出産したことにより同居させようとする場合は、この限りでない。

- (1) 入居者と同居させようとする者との関係を証する書類
- (2) 同居させようとする者の知事が指定する期間に係る収入額を証する書類
- (3) 条例第6条第1項第2号アに該当する場合は、その事実を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、知事が番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第2号に掲げる書類の添付を省略するときは、別記第4号様式による同意書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の承認をする場合は、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

(平9規則76・旧第13条繰上・一部改正、平18規則43・平29規則35・一部改正)

(入居者の異動届)

第13条 入居者は、同居者に出生、死亡又は転出による異動が生じたときは、速やかに別記第17号様式による県営住宅入居親族異動届を知事に提出しなければならない。

(平9規則76・旧第16条繰上・一部改正)

(入居の承継)

第14条 条例第14条の規定による入居の承継の承認を受けようとする者は、別記第18号様式による県営住宅入居(駐車場使用)承継承認申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 入居者の死亡又は退去の事実を証する書類
- (2) 申請者と入居者との関係を証する書類
- (3) 申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、知事が番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例の規定により前項各号に掲げる書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。この場合において、前項第3号に掲げる書類の添付を省略するときは、別記第4号様式による同意書を添付しなければならない。

3 知事は、第1項の承認をする場合は、申請者に対し、承認書を交付するものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、条例第12条第1項第1号に規定する請け書を知事に提出しなければならない。

5 前項の請け書に連署する保証人が保証する極度額は、第8条第3項の規定にかかわらず、当該連署をする時点における家賃の12月分に相当する金額又は40万円のいずれか高い金額とする。

(昭45規則73・一部改正、平9規則76・旧第17条繰上・一部改正、平12規則93・平18規則43・平29規則35・令2規則21・一部改正)

(家賃の通知)

第15条 条例第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定により家賃を算出した場合は、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、毎年2月末日までに行うものとする。

(平9規則76・追加、平18規則43・一部改正)

(収入の申告等)

第16条 条例第16条第1項の規定による収入の申告は、知事が別に定める日までに、別記第21号様式による県営住宅入居者収入申告書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、知事が番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。

(1) 知事が指定する期間に係る収入額を証する書類

(2) 条例第6条第1項第2号アに該当する場合は、その事実を証する書類

(平9規則76・追加、平18規則43・平29規則35・一部改正)

(収入額の認定に係る意見の申述等)

第17条 条例第16条第4項の規定による意見の申述は、別記第23号様式による県営住宅入居者収入認定意見申述書により行わなければならない。

2 知事は、条例第16条第4項の規定による収入の額の変更をするときは、当該入居者に対し、変更した収入の額を通知するものとする。

3 知事は、認定に係る収入の額の変更に伴い、家賃の変更を伴う場合は、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

(平9規則76・追加、平18規則43・一部改正)

(家賃等の減免又は徴収猶予の申請)

第18条 条例第17条、第19条第3項又は第20条第2項に規定する家賃、延滞金又は敷金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、別記第26号様式による県営住宅家賃（延滞金・敷金）減免（徴収猶予）申請書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する減免又は徴収の猶予をするときは、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

(平9規則76・全改、平18規則43・一部改正)

(滅失等の報告)

第19条 入居者は、県営住宅又は共同施設を滅失させ、又はき損したときは、直ちに別記第28号様式による県営住宅滅失等報告書により、知事に報告しなければならない。

(平9規則76・全改)

(長期不使用届)

第20条 条例第23条第2項に規定する届出は、別記第29号様式による県営住宅(駐車場)長期不使用届により行わなければならない。

(平9規則76・全改)

(用途変更の承認)

第21条 条例第25条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、別記第30号様式による県営住宅(駐車場)用途一部変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をするときは、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

(平9規則76・追加、平18規則43・一部改正)

(模様替え又は増築等の承認)

第22条 条例第26条ただし書に規定する承認を受けようとする者は、別記第32号様式による県営住宅模様替え(増築等)承認申請書に当該模様替え又は増築等に係る設計図及び配置図を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をするときは、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

(平9規則76・追加、平18規則43・一部改正)

(収入超過者等に関する認定)

第23条 条例第28条第3項の規定による意見の申述は、別記第36号様式による県営住宅収入超過者(高額所得者)認定意見申述書により行わなければならない。

2 知事は、条例第28条第3項の規定による認定の取消しをするときは、当該入居者に対し、その旨を通知するものとする。

(平9規則76・追加、平18規則43・一部改正)

(明渡し届)

第24条 条例第43条第1項の規定による届出は、別記第38号様式による県営住宅(駐車場)明渡し届により行わなければならない。

(平9規則76・追加)

第3章 県営住宅の社会福祉法人等の使用

(平9規則76・章名追加)

(使用許可の申請)

第25条 条例第45条第1項の規定による許可を受けようとする社会福祉法人等(同項に規定する社会福祉法人等をいう。以下同じ。)は、別記第39号様式による県営住宅使用許可申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉法人等であることを証する書類
- (2) 地方公共団体以外の者が申請する場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (3) その他知事が必要と認める書類

(平9規則76・追加、平17規則21・一部改正)

(準用)

第26条 第19条から第22条まで及び第24条の規定は、社会福祉法人等による県営住宅の使用について準用する。この場合において、第19条、第21条第2項及び第22条第2項中「入居者」とあるのは、「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(平9規則76・追加)

第4章 県営住宅の中堅所得者等の使用

(平9規則76・章名追加)

第27条 削除

(令2規則21)

(準用)

第28条 第3条から第22条まで及び第24条の規定は、中堅所得者等による県営住宅の使用について準用する。この場合において、第15条第1項中「第15条第1項、第31条第1項又は第33条第1項」とあるのは、「第51条」と読み替えるものとする。

(平9規則76・追加)

第5章 駐車場の管理

(平9規則76・章名追加)

(使用の申込み)

第29条 条例第54条第1項の駐車場の使用の申込みは、別記第40号様式による県営住宅駐車場使用申込書に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。ただし、知事が番号利用法第9条第2項の規定に基づく条例の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報を利用することができるとき、又は番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該内容が記載された書類の添付を省略することができる。

- (1) 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条に規定する自動車検査証をいう。以下同じ。)の写し
- (2) 当該駐車場を使用する者の運転免許証の写し
- (3) 第31条第3項各号のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

(4) その他知事が必要と認める書類

(平9規則76・追加、平12規則93・平29規則35・一部改正)

第30条 削除

(平18規則43)

(駐車場使用者の選考)

第31条 条例第54条第3項に規定する駐車場使用者の選考は、申込者（条例第54条第2項の申込者（社会福祉法人等を除く。）をいう。以下この条において同じ。）又は当該申込者の同居者が既に駐車場を使用している場合の申込者以外の申込者について、優先的に使用者として選考するものとする。

2 前項の規定により駐車場使用者を選考し難い場合の駐車場使用者の選考は、抽せんにより行うものとする。この場合においては、第5条の規定を準用する。

3 条例第54条第4項に規定する申込者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 申込者又は当該申込者の同居者が第1条の15第2項第8号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。

(2) 申込者又は当該申込者の同居者が高齢、疾病等によつて日常生活に身体の機能上の制限を受ける者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなるとき。

(3) 申込者又は当該申込者の同居者が疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であつて、駐車場がないと通院が困難であるとき。

(4) 社会福祉法人等が使用する場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、特別な事情があると認められる場合

(平9規則76・追加、令2規則21・一部改正)

(使用期間)

第32条 条例第54条第2項に規定する駐車場使用者（以下「駐車場使用者」という。）が駐車場を使用できる期間は、同項に規定する使用可能日からその日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、必要な期間を指定することができる。

(平12規則93・追加)

(請け書)

第33条 条例第55条第1項に規定する請け書（以下この条において「駐車場請け書」という。）は、別記第42号様式によるものとする。ただし、新たに県営住宅に入居するときから駐車場を使用する場合（入居者が使用する場合には限る。）は、別記第6号様式によるものとする。

- 2 駐車場請け書には、保証人の印鑑証明書及び住民票の写しを添付しなければならない。
- 3 駐車場請け書に連署する保証人が保証する極度額は、駐車場使用者の決定を受けた時点における駐車場の使用料の12月分に相当する金額又は4万円のいずれか高い金額とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、新たに駐車場の使用の決定を受けて駐車場請け書を提出する場合の保証人が当該県営住宅の入居の際に提出された第8条に規定する請け書の保証人（第9条の規定により保証人を変更した場合には、変更後の保証人）と同一である場合には、駐車場請け書にその旨を記載して同項に規定する書類の添付を省略することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、前条の規定による駐車場を使用できる期間の満了後に引き続き当該駐車場を使用するため、条例第54条第2項の規定による駐車場使用者の決定の通知を受けた場合において、当該決定を受けて駐車場請け書を提出する場合の保証人が当該期間の満了する駐車場の使用に係る駐車場請け書の保証人と同一であるときは、駐車場請け書にその旨を記載して第2項に規定する書類の添付を省略することができる。

（平12規則93・追加、令2規則21・一部改正）

（駐車自動車の変更届）

第34条 駐車場使用者は、当該駐車場に駐車する自動車を変更したときは、遅滞なく別記第43号様式による県営住宅駐車自動車変更届に自動車検査証の写しを添えて知事に提出しなければならない。

（平12規則93・追加）

（使用料）

第35条 条例第56条第1項に規定する規則で定める額（以下「駐車場使用料」という。）は、別表のとおりとする。

（平12規則93・追加、平13規則22・平16規則110・一部改正）

（使用料の減免又は徴収猶予の対象者及び申請）

第36条 条例第56条第2項の規定により、駐車場使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる場合は、駐車場使用者が自動車税又は軽自動車税の減免を受けている場合とする。

- 2 条例第56条第2項に規定する駐車場使用料の減免又は徴収の猶予を受けようとする者

は、別記第44号様式による県営住宅駐車場使用料減免（徴収猶予）申請書に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、前項に規定する減免又は徴収の猶予をするときは、当該駐車場使用者に対し、その旨を通知するものとする。

（平12規則93・追加、平18規則43・平29規則13・令8規則13・一部改正）

（使用決定の取消し）

第37条 知事は、条例第58条第1項の規定により駐車場の使用の決定を取り消すときは、当該駐車場使用者に対し、その旨を通知するものとする。

（平12規則93・追加、平18規則43・一部改正）

（明渡期限）

第38条 条例第54条第6項の規定により駐車場の明渡しに係る条件を付したとき又は条例第58条第1項第9号に該当することとなつた場合において駐車場の明渡しを請求するときにおける当該明渡しの期限は、当該明渡しの請求の日から1月を経過した日とする。

（平9規則76・追加、平12規則93・旧第32条繰下・一部改正）

（準用）

第39条 第9条から第10条の2まで、第14条、第20条、第21条及び第24条の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、第9条、第14条第1項及び第21条第2項中「入居者」とあり、及び第10条の2中「入居決定者」とあるのは「駐車場使用者」と、第9条第1項及び第14条第4項中「第12条第1項第1号」とあるのは「第55条第1項」と、第9条第2項中「住民票の写し及び収入額を証する書類」とあるのは「及び住民票の写し」と、第9条第3項及び第14条第5項中「家賃」とあるのは「駐車場使用料」と、「40万円」とあるのは「4万円」と、第9条第3項中「第17条」とあるのは「第56条第2項」と、第10条第1項中「第12条第2項」とあるのは「第55条第2項」と、第10条の2第1項中「第12条第3項」とあるのは「第55条第3項」と、第14条第1項中「第14条」とあるのは「第59条において準用する第14条」と、第14条第1項第3号中「申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類」とあるのは「当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し及び申請者の運転免許証の写し」と、第14条第5項中「第8条第3項」とあるのは「第33条第3項」と読み替えるものとする。

（平9規則76・追加、平12規則93・旧第33条繰下・一部改正、平29規則35・令2規則21・一部改正）

第6章 雑則

(平9規則76・章名追加)

(立入検査証)

第40条 条例第61条第3項に規定する身分を示す証票は、別記第47号様式による立入検査証とする。

(平9規則76・追加、平12規則93・旧第34条繰下・一部改正)

(事務処理の特例)

第41条 条例第62条第64号の規則で定める事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第9条第1項(第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する保証人の変更の承認
- (2) 第9条第5項(第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する保証人の住所又は氏名の変更の届出の受理
- (3) 第11条第2項(第28条において準用する場合を含む。)に規定する入居決定の辞退の届出の受理
- (4) 第13条(第28条において準用する場合を含む。)に規定する入居者の異動の届出の受理
- (5) 第14条第4項(第28条及び第39条において準用する場合を含む。)に規定する請け書の受理
- (6) 第15条第1項(第28条において準用する場合を含む。)に規定する家賃の通知
- (7) 第16条(第28条において準用する場合を含む。)に規定する収入の申告の期限の指定
- (8) 第17条第3項(第28条において準用する場合を含む。)に規定する家賃の変更の通知
- (9) 第19条(第26条及び第28条において準用する場合を含む。)に規定する滅失等の報告の受理
- (10) 第32条第2項に規定する必要な期間の指定
- (11) 第34条に規定する駐車自動車の変更の届出の受理

(平12規則93・追加、平18規則43・平29規則35・令2規則21・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第42条 条例第65条第1項の規定による申請は、別記第48号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 県営住宅等の管理の業務に関する事業計画書

- (2) 当該法人その他の団体（以下「法人等」という。）に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (3) 当該法人等に係る申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(管理の特例)

第43条 条例第67条第1項の規定により新潟県住宅供給公社に県営住宅等の管理を行わせる場合（以下「新潟県住宅供給公社による管理の場合」という。）における第1条の15第2項第9号、第3条第1項から第3項まで、第7条第5項、第9条第1項、第4項及び第5項、第10条、第10条の2、第11条第2項、第12条、第13条、第14条第1項から第4項まで、第16条ただし書、第19条、第21条、第22条、第29条、第32条第2項、第34条、第37条並びに第39条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

2 新潟県住宅供給公社による管理の場合における別記第1号様式、別記第2号様式、別記第4号様式、別記第6号様式から別記第8号様式まで、別記第10号様式から別記第12号様式まで、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第17号様式、別記第18号様式、別記第28号様式、別記第30号様式、別記第32号様式、別記第38号様式、別記第40号様式、別記第42号様式及び別記第43号様式の規定の適用については、これらの規定中「新潟県知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

3 新潟県住宅供給公社による管理の場合における別記第47号様式の規定の適用については、同様式中「新潟県知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長（新潟県知事）」とする。

（平18規則43・追加、平24規則22・平25規則32・平29規則35・令2規則21・令4規則34・一部改正）

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、新潟県営住宅管理委任規則（昭和35年新潟県規則第7号）の規定により受任機関が行なつた処分又は手続きは、この規則の各相当規定によりなされた処分又は手続きとみなす。
- 3 新潟県住宅供給公社による管理の場合における前項の規定の適用については、同項中

「知事」とあるのは、「新潟県住宅供給公社理事長」とする。

(平18規則43・追加、令2規則21・旧第4項繰上)

- 4 平成18年4月1日前に50歳以上である者は、第1条の15第1項第2号及び第2項第1号の規定の適用については、60歳以上の者とみなす。

(平24規則22・追加、平25規則32・一部改正、令2規則21・旧第5項繰上)

附 則(昭和45年規則第73号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年規則第56号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年規則第70号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年規則第50号)

この規則は、昭和61年7月1日から施行する。

附 則(平成2年規則第100号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年規則第28号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成6年規則第23号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第76号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 新潟県営住宅条例の一部を改正する条例(平成9年新潟県条例第44号)による改正前の新潟県営住宅条例(昭和35年新潟県条例第6号)の規定に基づいて供給された県営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、改正後の第2条から第18条まで、第20条から第24条まで、別記第1号様式から別記第27号様式まで及び別記第29号様式から別記第38号様式までの規定は適用せず、改正前の第2条から第11条の2まで、第13条から第17条まで、第19条、第20条、別記第1号様式から別記第12号様式の2まで、

別記第14号様式から別記第21号様式まで及び別記第27号様式の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第2条から第11条の2まで、第14条、第15条、第17条、第19条及び第20条の規定中「条例」とあるのは「新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年新潟県条例第44号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の条例」と、改正前の別記第7号様式中「新潟県営住宅条例」とあるのは「新潟県営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年新潟県条例第44号）附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による改正前の新潟県営住宅条例」とする。

- 3 平成10年4月1日前にこの規則による改正前の新潟県営住宅条例施行規則の規定によってした請求、手続その他の行為は、この規則による改正後の新潟県営住宅条例施行規則の相当規定によってしたものとみなす。

附 則（平成11年規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第93号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第22号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第6号）

- 1 この規則中別表村上市の部に希望ヶ丘住宅の項を加える改正規定は平成14年4月1日から、その他の規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第6条第8号に規定する者は、この規則の公布の日から平成14年3月31日までの間は、新潟県営住宅条例（昭和35年新潟県条例第6号）第10条第4項に規定する速やかに県営住宅に入居することが必要であると認められる者として規則で定めるものに該当するものとみなす。

附 則（平成14年規則第112号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年規則第161号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第13号）

この規則中別表の改正規定（「水原町」を「阿賀野市」に改める部分を除く。）は平成16年3月1日から、その他の改正規定は同年4月1日から施行する。

附 則（平成16年規則第95号）

この規則中別表新潟市の部に藤見町住宅の項を加える改正規定は平成16年9月1日から、その他の改正規定は公布の日から施行する。

附 則（平成16年規則第110号）

- 1 この規則中第35条第2項を削る改正規定及び次項の規定は公布の日から、その他の改正規定は平成16年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第35条第2項の規定の適用を受けていた駐車場に係る平成17年1月から3月までの間の駐車場使用料は、改正後の別表に定める額に100分の85を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成16年規則第138号）

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第21号）

この規則中第6条第10号ア及びイの改正規定は公布の日から、第25条第2号及び別記第39号様式の改正規定は平成17年3月7日から、別表長岡市の部に本条住宅の項を加える改正規定及び同表越路町の部を削る改正規定は同年4月1日から、同表糸魚川市の部に寺地住宅の項を加える改正規定及び同表青海町の部を削る改正規定は同年3月19日から、その他の改正規定は同月21日から施行する。

附 則（平成17年規則第119号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第124号）

この規則は、平成17年10月10日から施行する。

附 則（平成17年規則第142号）

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第1号）

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

附 則（平成18年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第42条及び附則第4項を加える改正並びに別記第1号様式、別記第15号様式、別記第18号様式及び別記第21号様式の改正（「50歳」を「60歳」に改める部分に限る。）は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第39号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第92号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第27号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年規則第48号）

この規則中別表の改正は平成21年7月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。

附 則（平成22年規則第7号）

この規則は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成23年規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年規則第22号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条第3号の改正は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第42条第1項の改正（「第6条第8号」を「第6条第7号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年規則第69号）

この規則中別表の改正は平成26年4月1日から、その他の改正は平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年規則第57号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規則第61号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年規則第13号）

この規則は、平成31年10月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第35号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第21号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第11号）

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第13号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年規則第34号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第4号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年規則第13号）抄

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、新潟県県税条例及び新潟県特定非営利活動法人を支援するための県税の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和8年新潟県条例第8号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表（第35条関係）

（平13規則22・全改、平14規則6・平16規則13・平16規則95・平16規則110・平16規則138・平17規則21・平17規則119・平17規則124・平17規則142・平18規則1・平19規則39・平19規則92・平21規則48・平22規則7・平25規則69・平28規則3・令4規則39・令6規則60・一部改正）

所在市	名称	使用料（月額）
新潟市	文京町住宅	7,000円
	上新栄町住宅	5,000円
	新町住宅	3,500円
	新栄町住宅	3,800円
	新金沢住宅	3,000円
	早通南住宅	3,600円
	早通北住宅	3,600円
	割前住宅	2,900円
長岡市	稽古町住宅	4,600円
	西神田住宅	5,200円
	上除住宅	2,700円
	本条住宅	2,400円
	柳之町住宅	2,300円
	あけぼの住宅	2,100円
上越市	南本町住宅	2,800円
	夷浜住宅	1,900円
	子安住宅	2,900円
	城南住宅	3,400円
	南新町住宅	3,200円
	今泉住宅	2,300円
	春日新田住宅	3,000円
	下小町住宅	2,800円
	安江住宅	2,500円
	中通住宅	3,000円

	ひしみ住宅	1,700円
三条市	田島住宅	3,200円
	南四日町住宅	2,900円
	北入蔵住宅	3,000円
	西大崎住宅	2,800円
柏崎市	半田住宅	2,500円
	北園町住宅	3,100円
	緑ヶ丘住宅	2,900円
	松波町住宅	2,100円
	栄町住宅	3,000円
新発田市	中曽根住宅	3,000円
小千谷市	千谷川住宅	3,000円
	元中子住宅	2,400円
	旭町住宅	2,600円
加茂市	西加茂住宅	3,500円
	八幡住宅	2,500円
十日町市	大黒沢住宅	1,800円
見附市	昭和町住宅	3,100円
	今町住宅	2,600円
	緑町住宅	2,400円
	葛巻住宅	2,500円
	あいおい住宅	2,900円
村上市	上の山住宅	1,900円
	南町住宅	3,200円
	希望ヶ丘住宅	2,700円
燕市	新生町住宅	2,600円
	花園町住宅	2,600円
	分水学校町住宅	2,700円
	南吉田住宅	2,500円
糸魚川市	田伏住宅	2,600円

	横町住宅	2,700円
	寺地住宅	2,000円
五泉市	稲場住宅	1,700円
	山王住宅	2,200円
	山王南住宅	2,100円
阿賀野市	安野住宅	2,600円
佐渡市	青柳寺住宅	3,000円
魚沼市	関下住宅	2,100円
	沢田住宅	2,500円
	羽根川住宅	2,500円
	青島住宅	2,300円
南魚沼市	余川住宅	2,500円
	六日町学校町住宅	2,900円
	上町住宅	2,800円
胎内市	鳥坂住宅	2,300円

別記第1号様式(第3条関係)

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

新潟県知事 様

申込者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 自 宅
勤務先

下記のとおり県営住宅に入居したいので、新潟県営住宅条例第9条第1項(第52条において準用する第9条第1項)の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、入居の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。

また、申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部に照会がなされることに同意します。

申込住宅		県営 住宅		特定目的等()				
条 例 第 8 条 第 1 項 第 2 号 又 は 第 10 条 第 4 項 事 該 項	1	60 歳以上	2	生活保護	3	中国残留邦人	4	配偶者暴力被害者等
	5	引揚者	6	炭鉱離職者	7	母子・父子	8	多子
	9	公共的事業	10	帰国被害者等	11 ア	犯罪被害者等 (生計維持困難)	11 イ	犯罪被害者等 (居住困難)
	12 ア	戦傷病者(症)	12 ア	原爆被爆者	12 ア	ハンセン病療養 所入所者等	12 ア	被災者
	12 イ	身体障害者(級)	12 イ	精神障害者(級)	12 イ	知的障害者	12 ウ	シックハウス症 候群患者
続 柄	ふりがな	生年月日 (年齢)	職 業	勤 務 先 地		年間所得額 (円)	控 除 名 (控除額 円)	
	氏 名	・ ・ (歳)					()	
	個人番号							
同居親族又は同居しようとする親族		・ ・ (歳)					()	
	個人番号							
		・ ・ (歳)					()	
	個人番号							
		・ ・ (歳)					()	
	個人番号							
		・ ・ (歳)					()	
	個人番号							
		・ ・ (歳)					()	

同居外扶養親族等			・ ・ (歳)		住所		()			
			・ ・ (歳)		住所		()			
住宅の困窮状況					現在の居住状況					
1 住宅以外の建物等又は危険な若しくは不衛生な住宅に居住している。 2 他の世帯と同居していて不便であるか、住宅がないため親族と同居することができない。 3 世帯構成に比べて住宅が著しく狭い。 4 自己の責めによらず立退きの要求を受け、適当な立退き先がない。 5 住宅がないために遠隔地通勤をしている。 6 収入に比べ著しく過大な家賃の支払をしている。 7 その他()					1 住宅の種類 ・持家 ・借家 ・アパート ・間借 ・寮 ・その他() 2 住宅の規模 居室数 室 畳数 畳 3 家賃月額 円 4 世帯人員 人					
暴力団員ではないことの確認										
該当する場合は、□にレ印を記入してください。 ☐ 申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)は、暴力団員ではありません。										
条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項	160歳以上のみ	2 未就学児童あり	3 身体障害者(級)	4 精神障害者(級)	5 知的障害者	6 戦傷病者(症)	7 原爆被爆者	8 引揚者(引揚年月日・)	9 ハンセン病療養所入所者等	10 被災者
※ ・住宅困窮要件 ・収入基準 収入月額 (所得額 - 控除額) / 12 = 円 判定 適 ・ 不適										

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 「条例第8条第1項第2号又は第10条第4項該当事項」欄及び「条例第6条第1項第2号ア又はイは該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 新潟県営住宅条例施行規則第3条第3項の規定に該当する場合は、添付書類の1、3及び5(添付書類の5にあつては身体障害者若しくは精神障害者であることを証する書類又は生活保護法による被保護者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

添付書類

- 住民票の写し
- 住宅困窮を証する書類
- 知事が指定する期間に係る収入額を証する書類
- 申込者に婚姻の予約者がある場合は、婚姻の予約を証する書類
- 条例第6条第1項第2号ア若しくはイ若しくは第2項、第8条第1項第2号又は第10条第4項のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

第 2 号様式(第 3 条関係)

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

新潟県知事 様

申込者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 自 宅
勤務先

下記のとおり県営住宅に入居したいので、新潟県営住宅条例第 9 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、入居の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。

また、申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部に照会がなされることに同意します。

申込住宅	県営 住宅		特定目的等()				
従前入居住宅	所在地	市・郡 町 番地					
	住 宅	営 住宅第 号室					
	続柄	ふりがな氏 名	生年月日(年齢)	職 業	勤 務 先 地	備 考	
	本人		・ ・ (歳)				
		個人番号					
同居親族等			・ ・ (歳)				
		個人番号					
			・ ・ (歳)				
		個人番号					
			・ ・ (歳)				
		個人番号					

暴力団員ではないことの確認

該当する場合は、□にレ印を記入してください。
□ 申込者(現に同居し、又は同居しようとする親族を含む。)は、暴力団員ではありません。

注 新潟県営住宅条例施行規則第 3 条第 3 項の規定に該当する場合は、添付書類の 1 の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 条例第 7 条第 1 項に該当することを証する書類
- 3 従前に入居していた公営住宅の収入の額の認定の通知書の写し

第3号様式(第3条関係)

県 営 住 宅 入 居 申 込 書

年 月 日

新潟県知事 様

申込者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号 自 宅
勤務先

下記のとおり県営住宅に入居したいので、新潟県営住宅条例第38条第2項(第52条において準用する第38条第2項)の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

申 込 住 宅		県営 住宅 特定目的等()					
従前入居住宅		所在地	市・郡 町 番地				
		住 宅	県営 住宅第 号室				
	続 柄	ふりがな 氏 名	生年月日 (年 齢)	職 業	勤 務 先 所 在 地		備 考
	本 人		・ ・ (歳)				
		個人番号					
同居 親 族 等			・ ・ (歳)				
		個人番号					
			・ ・ (歳)				
		個人番号					
			・ ・ (歳)				
		個人番号					

注 新潟県営住宅条例施行規則第3条第3項の規定に該当する場合は、添付書類の1の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 条例第38条第1項に該当することを証する書類

第4号様式(第3条、第12条、第14条関係)

同意書

年 月 日

新潟県知事 様

下記の者は、新潟県営住宅条例第9条第1項、第13条第1項又は第14条第1項の規定に基づく事務手続を処理するために限って 年度の地方税関係情報について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	☐ 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	☐ 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	☐ 申請者と同じ
同意者	申請者との続柄	
	ふりがな	
	氏 名	
	住 所	☐ 申請者と同じ

- 注 1 同意者ごとに自ら署名を行うこと。
 2 代理人が同意書に署名する場合は、本人からの委任状を添付すること。
 3 申請者と同居している者は、「申請者と同じ」欄の□にレ印を記入することにより「住所」欄の記入を省略することができる。

第 6 号様式(第 8 条、第 33 条関係)

(表)

県営住宅入居(及び駐車場使用)請け書

年 月 日

新潟県知事 様

入居者 住 所
氏 名 ㊟
保証人 住 所
氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日
入居者との関係
勤務先
勤務先住所
電話番号 自 宅
勤務先

年 月 日付け 第 号(及び 年 月 日付け 第 号)
で下記の県営住宅の入居(及び駐車場使用)の決定を受けましたが、当該住宅を賃借するに
ついては、別記(裏)1 から 6 までの事項その他新潟県営住宅条例及び新潟県営住宅条例施
行規則の規定を遵守し、貴職の指示に違背しないことを誓約します。

また、保証人は、入居者が家賃(及び駐車場使用料)を滞納したとき又は入居者の責めに
帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(入居に係る極度額
円(及び駐車場使用に係る極度額 円))を負うことを承諾します。

なお、同居の親族が入居(又は駐車場使用)の承継をした場合にも、入居(又は駐車場使
用)承継者が負う債務について保証します。

ついては、新潟県営住宅条例第 12 条第 1 項又は第 52 条において準用する第 12 条第 1
項(及び第 55 条第 1 項)の規定により、保証人と連署のうえ本書を提出します。

記

所 在 地	市・郡	町	番地
住 宅	県営 住宅第 号室	駐 車 場	番区画

添付書類

- 1 入居決定者及び保証人の印鑑証明書
- 2 保証人の住民票の写し
- 3 保証人の収入額を証する書類

(裏)

別記

- 1 入居者は、家賃を毎月末(月の途中で明け渡し場合は明け渡した日)までにその月分を納付します。
- 2 入居者は、毎年度、別に定める期日までに、収入を申告します。
- 3 入居者は、次のことを行おうとするときは、知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を受けます。
 - (1) 保証人を変更しようとするとき。
 - (2) 入居の際に同居した親族以外の者を同居させるとき。
 - (3) 県営住宅の一部を住宅以外の用途に使用しようとするとき。
 - (4) 県営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置しようとするとき。
- 4 入居者は、次の事由が生じたときは、知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届け出ます。
 - (1) 同居者に異動が生じたとき。
 - (2) 県営住宅又は共同施設を滅失させ、又は毀損したとき。
 - (3) 県営住宅を引き続き 15 日以上使用しないとき。
 - (4) 県営住宅を明け渡そうとするとき。
- 5 入居者は、新潟県営住宅条例第 28 条第 2 項の規定により高額所得者として認定され同条例第 32 条第 1 項の規定により明渡しを請求されたとき、又は同条例第 44 条第 1 項の規定により明渡しを請求されたときは、明渡しに伴う一切の費用を負担の上、定められた期限までに住宅を明け渡します。
(新潟県営住宅条例第 44 条第 1 項の規定により明渡し請求を受けることとなる事例)
 - (1) 不正の行為によつて入居したとき。
 - (2) 家賃を 3 月以上滞納したとき。
 - (3) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで引き続き 15 日以上県営住宅を使用しないとき。
 - (5) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、入居の際に同居した親族以外の者を同居させたとき。
 - (6) 自己の責めに帰すべき理由によつて県営住宅又は共同施設を滅失させ、又は毀損した場合に、これを原形に復し、又は損害を賠償しないとき。
 - (7) 県営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払わず、これらを正常な状態において維持しなかつたとき。
 - (8) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)に届出をせずに、県営住宅を引き続き 15 日以上使用しなかつたとき。
 - (9) 県営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡したとき。
 - (10) 知事(新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、県営住宅を住宅以外の用途に使用したとき。
 - (11) 知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の承認を得ずに、県営住宅の模様替え若しくは増築をし、又は県営住宅の敷地内に工作物を設置したとき。

- (12) 入居者又は同居者が周辺の環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をし、その是正のための知事(市長又は新潟県住宅供給公社理事長)の指示に従わなかったとき。
 - (13) 入居者又は同居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員であることが判明したとき。
 - (14) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 6 入居者は、退去する際に入居者の負担において次のことを行います。
- (1) 入居者の責めに帰すべき理由により生じた損傷又は汚損に係る原状回復
 - (2) 畳の表替え並びにふすま及び障子の張り替え(通常の使用により生じた損耗及び経年変化に係るものを含む。)

第 7 号様式(第 9 条関係)

県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人変更承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記のとおり保証人を変更したいので、新潟県営住宅条例施行規則第 9 条第 1 項(第 28 条において準用する第 9 条第 1 項、第 39 条において準用する第 9 条第 1 項)の規定により、保証人引受承諾書を添えて申請します。

記

新 保 証 人	住 所	
	氏 名	
旧 保 証 人	住 所	
	氏 名	
変 更 の 理 由		

第 8 号様式(第 9 条関係)

保 証 人 引 受 承 諾 書

年 月 日

新潟県知事 様

入居者 住 所
(駐車場使用者) 氏 名 ㊦
保証人 住 所
氏 名 ㊦
生年月日 年 月 日
入居者(駐車場使用者)との関係
勤務先
勤務先住所
電話番号 自 宅
勤務先

このたび、下記の県営住宅の入居者(駐車場使用者)の保証人となることを承諾します。
ついては、保証人は、入居者(駐車場使用者)が家賃(駐車場使用料)を滞納したとき又は
入居者(駐車場使用者)の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債
務(入居に係る極度額 円(駐車場使用に係る極度額 円))を負うことを承諾
します。
なお、同居の親族が入居(駐車場使用)承継をした場合にも、入居(駐車場使用)承継者が
負う債務について保証します。

記

所 在 地	市・郡	町	番地
住 宅	県営 住宅第 号室	駐 車 場	番区画

添付書類

- 1 保証人の印鑑証明書
- 2 保証人の住民票の写し
- 3 入居者の保証人となる場合は、保証人の収入額を証する書類

第 10 号様式(第 9 条関係)

県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人住所(氏名)変更届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記のとおり保証人について変更があつたので、新潟県営住宅条例施行規則第 9 条第 4 項(第 28 条において準用する第 9 条第 4 項、第 39 条において準用する第 9 条第 4 項)の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

変 更 事 項	変 更 後	
	変 更 前	
変 更 年 月 日	年 月 日	

添付書類 保証人の住民票の写し

第 11 号様式(第 10 条関係)

県営住宅入居(駐車場使用)手続猶予届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居(駐車場使用)の決定を受け
ましたが、下記の理由により新潟県営住宅条例第 12 条第 1 項(第 55 条第 1 項)に規定する
手続を期間内にすることができないので、新潟県営住宅条例施行規則第 10 条第 1 項(第 2
8 条において準用する第 10 条第 1 項、第 39 条において準用する第 10 条第 1 項)の規定に
より、届け出ます。

記

入居(駐車場使用)決定を受けた住宅(駐車場)	所 在 地	市・郡 町 番地		
	住 宅	県営 住宅第 号室	駐車場	番区画
することができない手続				
猶 予 期 限	年 月 日まで			
理 由				

第12号様式(第10条の2関係)

県営住宅入居者(駐車場使用者)保証人免除申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居(駐車場使用)の決定を受けましたが、下記の理由により新潟県営住宅条例第12条第3項(第55条第3項)に規定する保証人の連署を必要としない旨の決定を受けたいので、新潟県営住宅条例施行規則第10条の2第1項(第28条において準用する第10条の2第1項、第39条において準用する第10条の2第1項)の規定により、申請します。

記

入居(駐車場使用)決定を受けた住宅(駐車場)	所在地	市・郡 町 番地			
	住 宅	県営	住宅第	号室	駐車場 番区画
理 由					

第 14 号様式(第 11 条関係)

県 営 住 宅 入 居 決 定 辞 退 届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号で県営住宅の入居の決定を受けましたが、下記の理由により入居の決定を辞退しますので、新潟県営住宅条例施行規則第 11 条第 2 項(第 28 条において準用する第 11 条第 2 項)の規定により、届け出ます。

記

入居決定を受けた住宅	所 在 地	市・郡 町 番地
	住 宅	県営 住宅第 号室
理 由		

第15号様式(第12条関係)

県 営 住 宅 同 居 承 認 申 請 書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記の者を県営住宅に同居させたいので、新潟県営住宅条例第13条(第52条において準用する第13条)の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者(現在の同居者及び同居させようとする者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、同居の承認をされず、又は取り消されても異議ありません。承認の上は、申請者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。

また、申請者(現在の同居者及び同居させようとする者を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部に照会がなされることに同意します。

入居している		所 在 地		市・郡		町		番地			
県 営 住 宅		住 宅		県 営		住 宅 第		号 室			
	続柄	ふりがな 氏 名	生年月日 (年 齢)	職 業	勤 務 先 所 在 地	年間所得額(円) 同居希望日	控除名 (控除額 円)				
同居希望者			・ ・ (歳)			年 月 日	()				
		個人番号									
			・ ・ (歳)			年 月 日	()				
		個人番号									
現在の入居者及び同居者	本人		・ ・ (歳)				()				
		個人番号									
			・ ・ (歳)				()				
		個人番号									
同居外扶養親族等			・ ・ (歳)		住所		()				
			・ ・ (歳)		住所		()				
			・ ・ (歳)		住所		()				
条例第6条第1項第2号又はイ該当事項		160歳以上のみ	2未就学児童あり	3身体障害者(級)	4精神障害者(級)	5知的障害者	6戦傷病者(症)	7原爆被爆者	8引揚者(引揚年月日・)	9ハンセン病療養所入所者等	10被災者
同居させようとする理由											
※ 収入月額(所得額) - 控除額) / 12 = 円 判定 適 ・ 不適											

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 「条例第6条第1項第2号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 新潟県営住宅条例施行規則第12条第2項の規定に該当する場合は、添付書類の2及び3(添付書類の3にあつては身体障害者又は精神障害者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 入居者と同居させようとする者との関係を証する書類
- 2 同居させようとする者の知事が指定する期間に係る収入額を証する書類
- 3 条例第6条第1項第2号アに該当する場合は、その事実を証する書類
- 4 入居者が傷害又は疾病にかかっていることにより同居させたい場合は、傷害又は疾病を証する医師の診断書

第 17 号様式(第 13 条関係)

県 営 住 宅 入 居 親 族 異 動 届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記のとおり同居者に異動がありましたので、新潟県営住宅条例施行規則第 13 条(第 28 条において準用する第 13 条)の規定により、届け出ます。

記

異動者氏名	続柄	生年月日	異 動 年 月 日	異 動 事 由
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	
		・ ・	年 月 日	

注 「異動事由」欄には、出生、死亡又は転出の別を記入してください。

第18号様式(第14条関係)

県営住宅入居(駐車場使用)承継承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

入居者 住 所
(駐車場使用者) (県営 住宅第 号室)
氏 名
承継者 住 所
氏 名

下記のとおり県営住宅の入居(駐車場使用)の承継の承認を受けたいので、新潟県営住宅条例第 14 条(第 52 条において準用する第 14 条、第 59 条において準用する第 14 条)の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書の記載内容が事実と相違するとき、又は申請者(同居者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、承継の承認をされず、又は取り消されても異議ありません。承認の上は、申請者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに住宅(駐車場)を明け渡すことを誓約します。

また、申請者(同居者を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部に照会がなされることに同意します。

入居(駐車場使用)の承継をしたい県営住宅	所在地	市・郡 町 番地									
	住 宅	県営 住宅第 号室				駐 車 場		番区画			
続 柄	ふりがな氏 名	生年月日(年齢)	職 業		勤 務 所 在 地		先 地		年間所得額(円)		控 除 名 (控 除 額 円)
新入居者(駐車場使用者)		・ ・ (歳)									()
	個人番号										
同居者		・ ・ (歳)									()
	個人番号										
		・ ・ (歳)									()
	個人番号										
		・ ・ (歳)									()
	個人番号										
同居外扶養親族等		・ ・ (歳)			住所						()
		・ ・ (歳)			住所						()
		・ ・ (歳)			住所						()
条例第 6 条第 1 項第 2 号ア又はイ該当事項	1 60 歳以上のみ	2 未就学児童あり	3 身体障害者(級)	4 精神障害者(級)	5 知的障害者	6 戦傷病者(症)	7 原爆被爆者	8 引揚者(引揚年月日・)	9 ハンセン病療養所入所者等	10 被災者	
入居(駐車場使用)の承継をしようとする理由	旧入居者(旧駐車場使用者)と新入居者(新駐車場使用者)の続柄() 旧入居者(旧駐車場使用者)との同居期間(年 か月)										

承継理由の 発生年月日	年 月 日
※ 判定	収入月額 (所得額 適 ・ 不適) - 控除額) / 12 = 円

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
- 2 「条例第 6 条第 1 項第 2 号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 3 新潟県営住宅条例施行規則第 14 条第 2 項の規定に該当する場合は、添付書類の 3 の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 入居者(駐車場使用者)の死亡又は退去の事実を証する書類
- 2 申請者と入居者(駐車場使用者)との関係を証する書類
- 3 入居の継承の場合は、申請者に係る知事が指定する期間に係る収入額を証する書類
- 4 駐車場使用の承継の場合は、当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し

第21号様式(第16条関係)

県 営 住 宅 入 居 者 収 入 申 告 書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名
電話番号

下記のとおり、 年の収入について、新潟県営住宅条例第 16 条第 1 項(第 52 条において準用する第 16 条第 1 項)の規定により、申告します。

入居している所 在 地		市・郡		町		番地					
県 営 住 宅		住 宅		県営 住宅第 号室							
入 居 年 月 日		年 月 日									
入 居 者 及 び 同 居 者	続柄	ふ り が な 氏 名	生年月日 (年 齢)	職 業	勤 務 先 所 在 地	年間所得額 (円)	控 除 名 (控除額 円)				
	本 人		・ ・ (歳)				()				
		個人番号									
			・ ・ (歳)				()				
		個人番号									
			・ ・ (歳)				()				
		個人番号									
			・ ・ (歳)				()				
		個人番号									
			・ ・ (歳)				()				
		個人番号									
			・ ・ (歳)				()				
		個人番号									
	同 居 外 扶 養 親 族 等		・ ・ (歳)		住所		()				
			・ ・ (歳)		住所		()				
			・ ・ (歳)		住所		()				
		・ ・ (歳)		住所		()					
条例第 6 条第 1 項第 2 号ア又はイ該当事項		16 0 歳以上のみ	2 未就学児童あり	3 身体障害者 (級)	4 精神障害者 (級)	5 知的障害者	6 戦傷病者 (症)	7 原爆被爆者	8 引揚者 (引揚年月 日 ・)	9 ハンセン病療養所入所者等	10 被災者

※ 年間所得額		※ 控 除 額	
氏 名	金 額	(イ) 給与所得者又は公的年金等に係る雑所得者	万円× 人 円
	円	(ロ) 同居者又は同居外の同一生計配偶者若しくは扶養親族	万円× 人
		(ハ) 同一生計配偶者で 70 歳以上の者又は老人扶養親族	万円× 人
		(ニ) 特定扶養親族	万円× 人
		(ホ) 障害者(特別障害者)	万円× 人 (万円× 人)
		(ヘ) 寡婦	万円× 人
		(ト) ひとり親	万円× 人
所得額計 A	円	控除額計 B	円
※収入年額 C(A-B)	円	※ 収入月額 (C/12)	円
		※ 条例第 6 条第 1 項第 2 号ア又はイ該当事項有 ・ 無	

注 1 ※印欄は、記入しないこと。
2 「条例第 6 条第 1 項第 2 号ア又はイ該当事項」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
3 新潟県営住宅条例施行規則第 16 条ただし書の規定に該当する場合は、添付書類の 1 及び 2(添付書類の 2 にあつては身体障害者又は精神障害者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 知事が指定する期間に係る収入額を証する書類
- 2 条例第 6 条第 1 項第 2 号アに該当する場合は、その事実を証する書類

第 23 号様式(第 17 条関係)

県営住宅入居者収入認定意見申述書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

個人番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日付け 第 号で通知のあつた収入の額の認定について、下記のとおり新潟県営住宅条例第 16 条第 4 項(第 52 条において準用する第 16 条第 4 項)の規定により、意見を述べます。

記

入居している県営住宅	所 在 地	市・郡町番地		
	住 宅	県営 住宅第 号室		
認 定 事 項	所得金額 円		控除額 円	収入認定額 円
	条例第 6 条第 1 項第 2 号ア又はイ該当事項			
意 見 申 述 事 項	所得金額 円		控除額 円	収入認定額 円
	条例第 6 条第 1 項第 2 号ア又はイ該当事項			
理 由				

注 必要に応じ、意見申述事項に係る事実を証する書類を添付すること。

第 26 号様式(第 18 条関係)

県営住宅家賃(延滞金・敷金)減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記のとおり、家賃(延滞金・敷金)の減免(徴収の猶予)を受けたいので、新潟県営住宅
条例施行規則第 18 条第 1 項(第 28 条において準用する第 18 条第 1 項)の規定により、申
請します。

記

	決 定 額	減免希望額	減免(徴収猶予)希望期間					
家賃(敷金)	円	円						
減免又は徴収猶予の理由								
入居している県営住宅	所在地	市・郡 町 番地						
	住 宅	県営 住宅第 号室						
入居者及び同居親族	続柄	氏名	生年月日	職業	勤務先・所在地	年間所得	控除額	摘要
	本人		・ ・					
		個人番号						
			・ ・					
		個人番号						
			・ ・					
		個人番号						
			・ ・					
	個人番号							
同 扶養 居 親 族 外 等		・ ・		住所				
		・ ・		住所				
		・ ・		住所				
※ 収入月額 (所得額 - 控除額) / 12 = 円 判定 適 (減免率 % 減免額 円) ・ 不適								

注 ※印欄は、記入しないこと。

第 28 号様式(第 19 条関係)

県営住宅滅失等報告書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記のとおり、県営住宅(共同施設)を滅失させた(き損した)ので、新潟県営住宅条例施行規則第 19 条(第 26 条において準用する第 19 条、第 28 条において準用する第 19 条)の規定により、報告します。

記

滅失した(き損した)場所	所 在 地	市・郡 町 番地
	住 宅	県営 住宅
滅失(き損)の状況		

第 29 号様式(第 20 条関係)

県 営 住 宅 (駐 車 場) 長 期 不 使 用 届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県 営 住 宅 第 号 室)
氏 名

下記の理由により県営住宅(駐車場)を 15 日以上使用しないので、新潟県営住宅条例第 23 条第 2 項(第 47 条において準用する第 23 条第 2 項、第 52 条において準用する第 23 条第 2 項、第 59 条において準用する第 23 条第 2 項)の規定により、届け出ます。

記

入居している県営住宅	所 在 地	市・郡		町	番地	
	住 宅	県営	住宅第	号室	駐 車 場	番区画
使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで					
使用しない理由						

第 30 号様式(第 21 条関係)

県 営 住 宅 (駐 車 場) 用 途 一 部 変 更 承 認 申 請 書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記のとおり県営住宅(駐車場)の一部を住宅(駐車場)以外の用途に使用したいので、新潟県営住宅条例施行規則第 21 条第 1 項(第 26 条において準用する第 21 条第 1 項、第 28 条において準用する第 21 条第 1 項、第 39 条において準用する第 21 条第 1 項)の規定により、申請します。

記

入居して いる 県営 住宅	所 在 地	市・郡		町	番地	
	住 宅	県営	住宅第	号室	駐 車 場	番区画
一部用途変更 後の用途						
用途一部変更 の部分						
用途一部変更 の期間						
用途一部変更 の理由						

第 32 号様式(第 22 条関係)

県営住宅模様替え(増築等)承認申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記のとおり県営住宅の模様替え(増築等)をしたいので、新潟県営住宅施行規則第 22 条第 1 項(第 26 条において準用する第 22 条第 1 項、第 28 条において準用する第 22 条第 1 項)の規定により、申請します。

記

入居して いる 県営 住宅	所 在 地	市・郡 町 番地
	住 宅	県営 住宅第 号室
模様替え(増 築等)をする 部分		
工事の期間及 び内容		
模様替え(増 築等)の理由		

添付書類 模様替え又は増築等に係る設計図及び配置図

第 36 号様式(第 23 条関係)

県営住宅収入超過者(高額所得者)認定意見申述書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

(県営 住宅第 号室)

氏 名

個人番号			
------	--	--	--

年 月 日付け 第 号で通知のあつた収入超過者(高額所得者)の認定について、下記のとおり新潟県営住宅条例第 28 条第 3 項の規定により、意見を述べます。

記

入居している 県営住宅	所 在 地	市・郡 町 番地		
	住 宅	県営	住宅第	号室
意見申述 事項				
理 由				

注 必要に応じ、意見申述事項に係る事実を証する書類を添付すること。

第 38 号様式(第 24 条関係)

県営住宅(駐車場)明渡し届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

下記のとおり県営住宅(駐車場)を明け渡しますので、新潟県営住宅条例第 43 条第 1 項(第 47 条において準用する第 43 条第 1 項、第 52 条において準用する第 43 条第 1 項又は第 59 条において準用する第 43 条第 1 項)の規定により、届け出ます。

記

明け渡す 県営住宅 (駐車場)	所在地	市・郡 町 番地		
	住 宅	県営 住宅第 号室	駐 車 場	番区画
明渡しの予定年月日		年 月 日		
明 渡 し の 理 由				
移 転 先	住 所			
	連 絡 先			
備 考				

第 39 号様式(第 25 条関係)

県営住宅使用許可申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
名 称
代 表 者
電話番号

下記のとおり県営住宅を使用したいので、新潟県営住宅条例施行規則第 25 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

使用する 住宅	所 在 地	市・郡 町 番地		
	住 宅	県営 住宅第 号室		
グループホーム等の 名称				
使 用 希 望 期 間		年 月 日から		
責 任 者 氏 名				
責 任 者 連 絡 先		住 所 電話番号		
世 話 人 氏 名				
世 話 人 連 絡 先		住 所 電話番号		
入居者氏名		生年月日	入居者氏名	生年月日
		・ ・		・ ・
		・ ・		・ ・
		・ ・		・ ・
緊急時の連絡方法				

添付書類

- 1 公営住宅法第 45 条第 1 項に規定する社会福祉法人等であることを証する書類
- 2 地方公共団体以外の者が申請する場合は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書

第 40 号様式(第 29 条関係)

県営住宅駐車場使用申込書

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

個人番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり駐車場を使用したいので、新潟県営住宅条例第 54 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、この申込書の記載内容が事実と相違するとき、又は申込者(同居者を含む。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であることが判明したときは、使用の決定をされず、又は取り消されても異議ありません。決定の上は、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であることが判明したときは、速やかに駐車場を明け渡すことを誓約します。

また、申込者(同居者を含む。)が暴力団員であるか否かの確認のため、警察本部に照会
がなされることに同意します。

記

申込駐車場	所在地	市・郡 町 番地		
	名 称	県営	住宅	駐車場
申込者と入居者との関係	入居者氏名			
	住 宅	県営	住宅第	号室
	続 柄 等			
自 動 車 の 登 録 番 号				
車 種 及 び 色				
使 用 希 望 期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
駐車場に困窮する実情	1 申込者又は当該申込者の同居者が新潟県営住宅条例施行規則第 1 条の 15 第 2 項第 8 号に掲げる者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。			
	2 申込者又は当該申込者の同居者が高齢、疾病等によつて日常生活に身体機能上の制限を受ける者である場合であつて、駐車場がないとその生活に過重な負担を強いられることとなる。			
	3 申込者又は当該申込者の同居者が、疾病又は傷害により長期の治療を受ける必要がある者である場合であつて、駐車場がないと通院が困難である。			
	4 その他()			

- 注 1 「駐車場に困窮する実情」欄は、該当する番号を○で囲むこと。
- 2 新潟県営住宅条例施行規則第 29 条ただし書の規定に該当する場合は、添付書類の 3(身体障害者又は精神障害者であることを証する書類に限る。)の添付を省略することができる。

添付書類

- 1 当該駐車場に駐車する自動車の自動車検査証の写し
- 2 当該駐車場を使用する者の運転免許証の写し
- 3 新潟県営住宅条例施行規則第 31 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合は、その事実を証する書類

第 42 号様式(第 33 条関係)

県営住宅駐車場使用請け書

年 月 日

新潟県知事 様

駐車場使用者 住 所
氏 名 ⑪
保証人 住 所
氏 名 ⑪
生年月日 年 月 日
駐車場使用者との関係
勤務先
勤務先住所
電話番号 自 宅
勤務先

年 月 日付け 第 号で下記の県営住宅の駐車場使用決定を受けましたが、当該駐車場を賃借するについては、新潟県営住宅条例及び新潟県営住宅条例施行規則の規定を遵守し、貴職の指示に違背しないことを誓約します。

また、保証人は、駐車場使用者が駐車場使用料を滞納したとき又は駐車場使用者の責めに帰すべき事由により県に損害を与えたときは、連帯して債務(極度額 円)を負うことを承諾します。

なお、同居の親族が駐車場使用の承継をした場合にも、駐車場使用承継者が負う債務について保証します。

については、新潟県営住宅条例第 55 条第 1 項の規定により、保証人と連署のうえ本書を提出します。

記

所在地	市・郡	町	番地
名 称	県営	住宅	駐車場 番区画
備 考			

注 備考欄には、新潟県営住宅条例施行規則第 33 条第 4 項又は第 5 項の規定により添付書類を省略する場合に、その理由を記載すること。

添付書類

- 1 保証人の印鑑証明書
- 2 保証人の住民票の写し

第 43 号様式(第 34 条関係)

県営住宅駐車自動車変更届

年 月 日

新潟県知事 様

住 所
(県営 住宅第 号室)
氏 名

年 月 日付け 第 号で駐車場の使用決定通知を受けた自動車について、下記のとおり変更したので、新潟県営住宅条例施行規則第 34 条の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

使用している 駐車場	所 在 地	市・郡 町 番地	
	名 称	県営 住宅 駐車場 番区画	
車 種	普 通 ・ 小 型 ・ 軽		自動車の大きさ
自 動 車 の 登 録 番 号			長さ m
車 名			幅 m
			高さ m
変 更 理 由	1 自動車の買換え 2 自動車の名義変更 3 その他 ()		

添付書類 変更後の駐車自動車の自動車検査証の写し

第 44 号様式(第 36 条関係)

県営住宅駐車場使用料減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

新潟県知事 様

住所

(県営 住宅第 号室)

氏 名

個人番号											
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

下記のとおり駐車場使用料の減免(徴収の猶予)を受けたいので、新潟県営住宅条例施行規則第36条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

	使用料	減免希望額	減免（徴収猶予）希望期間
駐 車 場 使 用 料	円	円	年 月 日から 年 月 日まで
減免又は徴収猶予の理由			
使用している駐車場	所在地	市・郡	町 番地
	名 称	県営 住宅 駐車場	番区画

添付書類 自動車税又は軽自動車税の減免を受けていることを証する書類

第 47 号様式(第 40 条関係)

(表)

第

号

写真貼付

職名
氏名

立 入 検 査 証

年 月 日 生

上記の者は、新潟県営住宅条例第 61 条第 1 項の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

新潟県知事

印

8.5 センチメートル

6 センチメートル

(裏)

新潟県営住宅条例抜粋

(立入検査)

第 61 条 知事は、県営住宅の管理上必要があると認めるときは、県営住宅監理員又は知事の指定した職員に県営住宅を検査させ、又は入居者等に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している県営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該県営住宅の入居者の承認を得なければならない。

3 第 1 項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第 48 号様式(第 42 条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

新潟県知事 様

主たる事務所の所在地

申請者 団体の名称

代表者の氏名

県営住宅等の指定管理者の指定を受けたいので、新潟県営住宅条例第 65 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記第1号様式（第3条関係）

（平9規則76・全改、平11規則13・平14規則6・平14規則161・平16規則95・平18規則43・平20規則27・平21規則48・平24規則22・平25規則32・平28規則61・平29規則35・令2規則21・令4規則34・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

（平9規則76・全改、平20規則27・平29規則35・一部改正）

第3号様式（第3条関係）

（平20規則27・全改、平29規則35・一部改正）

第4号様式（第3条、第12条、第14条関係）

（平29規則35・追加）

第5号様式 削除

（平29規則35）

第6号様式（第8条、第33条関係）

（平9規則76・全改、平12規則93・平20規則27・令2規則21・一部改正）

第7号様式（第9条関係）

（平9規則76・全改、平12規則93・一部改正）

第8号様式（第9条関係）

（平9規則76・全改、平12規則93・令2規則21・一部改正）

第9号様式 削除

（平18規則43）

第10号様式（第9条関係）

（平9規則76・全改、平12規則93・一部改正）

第11号様式（第10条関係）

（平9規則76・全改、令2規則21・一部改正）

第12号様式（第10条の2関係）

（令2規則21・全改）

第13号様式 削除

（令2規則21）

第14号様式（第11条関係）

（平9規則76・全改）

第15号様式（第12条関係）

(平9規則76・全改、平11規則13・平14規則6・平18規則43・平20規則27・平29規則35・一部改正)

第16号様式 削除

(平18規則43)

第17号様式 (第13条関係)

(平9規則76・全改)

第18号様式 (第14条関係)

(平9規則76・全改、平11規則13・平12規則93・平14規則6・平18規則43・平20規則27・平29規則35・令3規則13・一部改正)

第19号様式及び第20号様式 削除

(平18規則43)

第21号様式 (第16条関係)

(平9規則76・全改、平11規則13・平14規則6・平18規則43・平29規則35・令2規則21・令3規則11・令4規則34・一部改正)

第22号様式 削除

(平18規則43)

第23号様式 (第17条関係)

(平9規則76・全改、平29規則35・一部改正)

第24号様式及び第25号様式 削除

(平18規則43)

第26号様式 (第18条関係)

(平9規則76・全改、平29規則35・一部改正)

第27号様式 削除

(平18規則43)

第28号様式 (第19条関係)

(平9規則76・追加)

第29号様式 (第20条関係)

(平9規則76・追加、平12規則93・一部改正)

第30号様式 (第21条関係)

(平9規則76・追加、平12規則93・一部改正)

第31号様式 削除

(平18規則43)

第32号様式 (第22条関係)

(平 9 規則76・追加)

第33号様式から第35号様式まで 削除

(平18規則43)

第36号様式 (第23条関係)

(平 9 規則76・追加、平29規則35・一部改正)

第37号様式 削除

(平18規則43)

第38号様式 (第24条関係)

(平 9 規則76・追加、平12規則93・一部改正)

第39号様式 (第25条関係)

(平 9 規則76・追加、平17規則21・一部改正)

第40号様式 (第29条関係)

(平 9 規則76・追加、平12規則93・平20規則27・平29規則35・令 2 規則21・一部改正)

第41号様式 削除

(平18規則43)

第42号様式 (第33条関係)

(平12規則93・追加、令 2 規則21・一部改正)

第43号様式 (第34条関係)

(平12規則93・追加)

第44号様式 (第36条関係)

(平12規則93・追加、平29規則13・平29規則35・令 8 規則13・一部改正)

第45号様式及び第46号様式 削除

(平18規則43)

第47号様式 (第40条関係)

(平 9 規則76・追加、平12規則93・旧第42号様式線下・一部改正)

第48号様式 (第42条関係)

(令 8 規則 　・追加)